徳島県規則第七号

徳島県報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月十八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県報発行規則の一部を改正する規則

条第一項各号に掲げる日を除く。 し書として次のように加える。 第二条第二項中「毎日 (徳島県の休日を定める条例 (平成元年徳島県条例第三号) 第一 徳島県報発行規則(昭和六十三年徳島県規則第五号)の一部を次のように改正する。)」を「毎週火曜日及び金曜日に」に改め、 同項にただ

だし書に規定する場合においてその前日も休日のとき」を加え、 第三条中「県報は」の下に「、十二月二十九日から翌年の一月三日まで、前条第二項た 一項第二号に掲げる日(以下「休日」という。)のときは、その前日とする。 ただし、その日が徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第三号)第一条第 「前条第二項」を「同項

附訓

に改める。

この規則は、令和二年三月一日から施行する。